

○厚木愛甲環境施設組合職員の旅費に関する条例

る条例

(平成16年4月1日)
条例第8号

改正 平成17年4月1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のため旅行する一般職の職員に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

(旅行命令)

第3条 前条の出張又は赴任は、任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方

法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第6条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者で、その精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な事項を記入して、任命権者に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

（鉄道賃）

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金で現に支払ったものによる。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合は、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する路線による旅行の場合は、前2号に規定する運賃のほか、急行料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を通行する線路で旅行する場合は、前3号に掲げるもののほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの
- (3) 前2号のほか、管理者が特に必要と認めた旅行の場合

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、当該線路による旅行で、片道100キロメートル以上の場合に限り支給する。

（船賃）

第8条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金で現に支払ったものによる。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合は、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、該当各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第9条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第10条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

第11条 削除

（宿泊料）

第12条 宿泊料の額は、1夜につき、13,000円とする。

- 2 宿泊料は、水路旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り支給する。

（食卓料）

第13条 食卓料の額は、1夜につき、2,000円とする。

- 2 食卓料は、船賃のほか別に食費を要する場合に限り支給する。

（旅費の調整）

第14条 任命権者は、職員が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、職員がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行の性質上困難である場合には、管理者に協議して定める旅費を支給することができる。

（旅行中退職した者等の旅費支給）

第15条 職員が旅行中退職し、又は死亡した場合には、旅行先から組合事務所所在地まで前職に相当する旅費を支給する。

- 2 退職者が事務引継又は残務整理のため特に命を受けて旅行したときは、在職当時相当の旅費を支給する。

（外国旅行）

第16条 外国に旅行する場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて、規則で定める。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第3号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第12条及び第13条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了する旅行については、なお従前の例による。